

保護具着用管理責任者 選任時研修開催のお知らせ

リスクアセスメントに基づく措置として**労働者に保護具を使用させる事業場**では、**保護具着用管理責任者の選任**が2024年4月1日より、**義務化**されました。労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）による

保護具着用管理責任者 とは？

事業場での有効な保護具の選択、
労働者の適正な使用状況の管理および、
保護具の保守管理に係る責任者です

どんな人が 保護具着用管理責任者に適任？

- 安全衛生管理者など一定の資格を持ち、
保護具に関する知識や経験がある人
- 保護具の管理に関する教育を受講した人
※ただし、一定の資格を持つ人であっても、
教育を受講することが望ましいとされています。

当協会の研修の特色

当協会は呼吸用保護具（防じんマスク、防毒マスクおよび電動ファン付き呼吸用保護具）の国家検定を実施している検定機関です。特に、マスクに関する専門知識はどこよりも豊富です。少人数制の教育ですので、受講者様の個々のご事情に寄り添い、きめ細かく対応いたします。また、関係法令の最新情報が入り次第、研修内容を順次更新しております。

この研修のカリキュラム&タイムスケジュール

※タイムスケジュールについては、会場の都合等により変更する場合があります

「保護具着用管理責任者に対する教育実施要領」（令和4年12月26日付け厚生労働省通達）に基づく研修で、建設業、製造業、その他すべての業種に対応しています。

09:30 ~09:35 09:35~11:35 11:35~12:20 12:20~13:50 13:50 ~14:00 14:00~15:30 15:30 ~15:40 15:40~16:40 16:40~17:00

ガイダンス	保護具着用管理 ・ 保護具に関する 知識(1)	昼食休憩	保護具に関する 知識 (2)	休憩	労働災害の防止 に関する知識 ・ 関係法令	休憩	保護具の 使用方法等 (実技)	質疑応答 修了証授与 閉講挨拶
-------	----------------------------------	------	----------------------	----	--------------------------------	----	-----------------------	-----------------------

主催：  公益社団法人
産業安全技術協会
TIIS Technology Institution of Industrial Safety

ver : 2024.09.13

埼玉県狭山市広瀬台2丁目16-26

